

Ⅷ 寄 宿 舎 関 係 等

1 寄 宿 舎 の 管 理 に 関 す る 規 程

(総 則)

第1条 この規程は、沖縄県立高等学校管理規則第47条の規定に基づき、沖縄県立開邦高等学校寄宿舍の管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2条 本寄宿舍を沖縄県立開邦高等学校青藍寮（以下「学寮」という。）と称する。

第3条 学寮は、入寮の許可を受けた生徒（以下「寮生」という。）がすぐれた環境、規律ある共同生活の体験を通して、人格の形成と学業の研鑽に努め、本校の教育目標を具現する人材として成長することを目的として運営されるものとする。

(入寮の資格と決定)

第4条 学寮は、本校に在学する生徒で入寮を希望する者のうち、校長が許可した者に入寮資格を認める。

(入退寮の手續)

第5条 学寮に入寮を希望する生徒、又は学寮を退寮しようとする生徒は、あらかじめ所定の様式により保護者及び保証人連署のうえ校長に願い出なければならない。

第6条 校長は、学寮の諸規定に著しく違反する者、あるいは寮生として不適格と認めた者に対して、退寮を命ずることができる。このことに関する細則は寮則に定める。

(学寮の管理)

第7条 学寮の運営を適正かつ能率的に処理するために、学寮運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

2 運営委員会で協議すべき事項は、次のとおりとする。

- (1) 学寮運営に関する基本方針を定めること。
- (2) 寮則その他学寮に関する諸規定の制定又は改廃に関すること。
- (3) 寮生が寮則及び寮生心得に違反した場合の処置を審議すること。
- (4) その他

3 運営委員は、校長が教諭の中から委嘱し、委員長は舎監長をもって充てる。

第8条 校長は学寮の管理運営のため、専任舎監と副舎監を教諭の中から選任し、両舎監は学寮設置の趣旨に則り、学寮生活の全般にわたり指導する。

2 校長は寮務部の中から舎監長（寮務部主任）を委嘱する。

第9条 学寮の災害予防については、別に定める。

第10条 学寮の維持、管理、運営を図るため次の諸帳簿を置く。

舎監日誌、出納簿、行事計画表、食事献立表、備品台帳、火気点検簿、生活環境調査書

(秩序の維持)

第11条 寮生は本規程、寮則、寮生心得等を厳守し、舎監等の指示に従い、寮内の秩序維持につとめなければならない。

第12条 長期の休暇中には、学寮を閉寮することがある。

(経費の負担)

第13条 食費その他学寮生活に必要な経費は、寮生の負担とする。

2 寮生は所定の寮費を期日までに納入しなければならない。

(その他)

第14条 この規程に定めるもののほか学寮の管理運営に関し、必要な事項については、校長の承認を得て運営委員会が細則を設けることができる。

附 則

この規程は、昭和62年8月31日から施行する。

2 寮 則

(総 則)

第1条 この寮則は、寄宿舎の管理に関する規程に基づき、寮生相互の協力と努力によって、よりよい人間形成の場と学習環境をつくり、本校の教育目標を達成することを目的とする。

第2条 寮生は、本寮則及びその他の規定を忠実に守り、望ましい校風、伝統の樹立に努力しなければならない。

第3条 寮生役員会、寮生集会等で決定された事項は、校長の承認を得て効力を発するものとする。

(入 寮)

第4条 入寮を希望する者は、所定の入寮願を保護者と連署のうえ校長に提出しなければならない。

第5条 校長は、入寮希望者を選考し、収容定員の実状に応じて入寮を許可するものとする。

第6条 寮室の定員は2名とし、寮生の割り当ては、学年、学科、出身地等を考慮して、学寮運営委員会で決定する。寮室の入れ替えは、特別の事情を除き1年間行わない。

第7条 寮の入寮期間は3年次の卒業式当日までとする。

(退 寮)

第8条 校長は、寮生が次の各号のいずれかに該当する場合は、退寮を命ずることができる。

(1) 特別な理由がなく4ヶ月分の寮費を滞納したとき。

(2) 寮則及びその他の諸規則に違反したり、団体生活の秩序を乱し、再三の注意を受けても改めないとき。

(3) その他寮生として不適格と認められたとき。

第9条 希望退寮については、所定の退寮願を保護者及び保証人連署のうえ校長に提出し、承認を受けなければならない。

第10条 いったん退寮した者は、原則として再入寮はできない。

(寮 費)

第11条 寮費は、毎月10日までに指定金融機関より振替(引き落とし)で納入しなければならない。

第12条 次年度の寮更新手続き申請時に、特別な理由がなく、3ヶ月以上の寮費の滞納をしている生徒の更新は認めない。

第13条 3年生は卒業式当日までに寮費を完納すること。

(役員)

第14条 寮生の中に次の役員を置く。

寮長 (1名) 副寮長 (1名) 階長 (男女各階1名)
書記 (男女各1名) 会計 (男女各1名)

第15条 寮長、副寮長は、寮生集会で選出し、校長が任命する。

- 2 寮長は、全寮生を代表し、寮の自主的運営を総括する。
- 3 副寮長は、寮長を補佐し、寮長不在のときは代行する。

第16条 階長は各階で互選し、寮生集会の承認を得る。

- 2 階長は、それぞれの階における寮務の総括連絡にあたる。

第17条 書記及び会計は、男女各1名を選出する。

- 2 書記・会計の任務は、次のとおりとする。
 - (1) 書記 寮における会議の記録にあたる。
 - (2) 会計 寮生の活動に必要な品物の購入計画等にあたる。

第18条 役員任期は、原則として1年とする。

(組織)

第19条 寮の自主的運営のために、次の機関を置く。

寮生役員会

第20条 寮生発足集会・寮生集会は、全寮生によって構成され、寮運営について次の事項を協議する。

- (1) 行事計画
- (2) 寮長、副寮長、階長、書記、会計の承認
- (3) その他必要な事項

第21条 寮生役員会は、寮長・副寮長・書記・会計で構成される。

- 2 寮生役員会は、次の各号について審議する。
 - (1) 寮内の行事計画
 - (2) 階長・寮生から提案された事項
 - (3) その他必要な事項

第22条 寮長、副寮長、会計、書記は、寮生集会及び役員会等の決定に基づき、舎監等の指導のもと寮運営の任に当たる。

(週番・清掃当番)

第23条 週番は、日常生活を円滑にするため、舎監等の指示を受けて、次の任務を行う。

- (1) 食堂の清掃
 - (2) 正面玄関等の清掃
 - (3) 寮内の環境の整備、美化の督励
- 2 週番は、寮生が輪番であたり、そのメンバーは人数バランスや輪番回数を考慮して構成する。

(生活)

第24条 寮生は、別に定める日課に従い、規則正しく生活しなければならない。

第25条 感染症や医師の処置及び診断結果において、帰宅させる必要のある生徒が出た場合は、保護者または保証人に連絡をし、寮まで引き取りに来てもらう。

第26条 寮生は、別に定める寮生心得を守らなければならない。

(その他)

第27条 この寮則の円滑な実施を図るため、校長の承認を得て、学寮運営委員会で細則を設けることができる。

第28条 この寮則の改正は、学寮運営委員会で審議し、校長の承認を得て行う。

附 則

本寮則は、昭和62年8月31日から施行する。

平成12年3月3日 一部改正

ただし第7条、第8条(1)、第11条、第12条、第13条、第26条の規定は平成12年3月9日から施行する。

令和5年1月5日 一部改正

3 寮生心得

(日課の実践について)

- 1 学寮の日課を忠実に守り、規則正しく、敏速、確実、能率的に行動し、他人に迷惑をかけないようにする。
- 2 常に自己研鑽に励み、予習、復習を徹底して行い、十分な学習の成果があがるように努める。
- 3 寮生相互の友情を深めあい、協調の精神を養う。
- 4 常に礼儀を重んじ、あいさつを欠かさぬように努める。
- 5 各種の役員、週番その他自分の任務は、責任をもって遂行する。

(起床)

- 6 起床のチャイムで一斉に起床する。
- 7 寝具等は、ベッドの足もとに順序よく整頓する。
- 8 洗面等は手際よく行う。
- 9 室内、廊下、階段、便所等の電燈の消し忘れがないかを確認し処理をする。

(清 掃)

- 10 大清掃は学期ごとに行う。また、必要に応じて臨時に清掃時間を設定することがある。
- 11 清掃区域、場所等については、寮生役員及び階長の計画又は寮生の自主的計画による。
- 12 寝具、衣類等は常に清潔にし、特に寝具は日光消毒に心がける。
- 13 室内は常に清潔で明るく整理・整頓し、学習雰囲気づくりに努める。
- 14 入口の履物は常にきちんと整理しておくこと。
- 15 常に環境の美化に心がけ、室の内外を問わず、所定の場所以外に塵を捨てないこと。

(学習時間)

- 16 静粛を旨とし、自律的に時間の活用を心がけ、学習の能率をあげること。同室内の者同士も、互いに他に迷惑をかけないように注意すること。
- 17 参考書、ノート等の貸借は、自由時間中に行う。学習時間中の他室への出入りはしない。
- 18 学習時間にくい込む集会は原則として許可しない。
- 19 学習計画を綿密にたてて実践し、学力の向上を期すること。
- 20 学習時間中の教育相談、面接、個人指導等における移動については、特に静かに行動すること。
- 21 学習時間内の外出許可及び電話の取次は行わない。ただし、急用、面会等やむを得ない場合は、舎監

から外出許可をうけること。

(食 事)

- 22 偏食の矯正に努めるとともに間食はできるだけ避けること。
- 23 食事は、服装を正し、マナーを守り、感謝の念をもって必ず食堂でとること。
- 24 調理関係者の指導には素直に従い、礼を失することがないように留意すること。
- 25 食器の受け取り、食後の片付け等は、各人がすすんで行うこと。
- 26 正当な理由により欠食する場合は、前日までに舎監へ申し出ること。また、正当な理由により所定の時間内に食事ができない場合も舎監に連絡すること。
- 27 衛生に十分注意し、食堂を清潔に保つよう留意すること。
- 28 冷蔵庫は丁寧に扱い、庫内は常に清潔に保ち、冷却効果が保たれるように留意する。

(登校準備及び登校)

- 29 忘れもののないよう学用品を点検し、身の周りの整理をして登校する。
- 30 各自の寮室の戸締りを点検し、施錠してから登校する。
- 31 室内の電燈は外出、登校の際は消燈し、節電に努めること。
- 32 登校後は、忘れものその他で帰寮することは許さない。やむを得ない事情の場合は寮務部の許可を受けること。

(入浴及び洗濯)

- 33 静かに入浴すること。
- 34 入浴の際、次のような行為は禁ずる。
 - ・タオルを浴槽内に入れること
 - ・浴槽内で体を洗うこと
 - ・洗濯をすること
 - ・濡れた体で脱衣室へあがること
 - ・入浴道具の貸借
 - ・湯水のむだ使い
- 35 かみそり、石けん箱などは、後始末をよくし、忘れものをしないこと。
- 36 洗濯機の使用は、共同で能率的に使用し、節電・節水につとめること。
- 37 洗濯機の手入れ、洗面・洗濯室の整頓につとめること。
- 38 洗濯物は、途中で放置せず、所定の場所にきちんと干すこと。
- 39 アイロンがけは談話室で行うこと。

(自由時間)

- 40 自由時間は、自習、身の周りの整理、家庭への連絡通信、休養など有効に使うこと。
- 41 ラジカセ等の音量を上げたり、騒々しく立ちまわったりして他人に迷惑をかけるようなことは、厳につつしむこと。

(点呼及び就寝)

- 42 前半学習時間の途中で舎監の巡回により各部屋にて点呼をうける。
- 43 病気等で就寝する者は、舎監の許可を得て、後片付けをきちんとして静かに床につく。

(物品の取り扱い)

- 44 建物、建具その他物品類は、丁寧に扱うこと。もし、破損、紛失した場合は直ちに舎監に申し出ること。場合によっては、弁償させることがある。
- 45 備品を使用する場合は、舎監に申し出て使用し、みだりに所定の場所から持ち出さないこと。
- 46 室内では電熱器、こたつ、暖房器具、湯沸かしポット、冷房器具、テレビ及びローソク等は使用しないこと。
- 47 時計、金銭、貴重品は常に携帯するか、舎監に保管を依頼するかして、盗難に対しては十分注意する

こと。

48 やむを得ない場合を除き、金銭の貸借や、物品の貸借、売買をしないこと。

49 自分の持ち物には必ず記名をし、他人の物を無断借用しないこと。

(防 災)

50 登校・外出時及び就寝時には施錠を確認すること。

51 火災予防については、常に最高の注意をはらい、火気の取り扱いはすべて所定の場所で行うこと。

52 ベッドの上の本棚は、地震の際にも安全であるように整理整頓して収納すること。

53 台風が近づいたときは、風に吹き飛ばされたり、あるいは排水溝をつまらせる恐れのあるものは片付け、戸締まりを厳重にし、出歩かないこと。やむを得ず室外に出るときは、風の向き等を考慮してドアを開け、指などを挟んで怪我をすることがないように注意すること。

(その他)

54 本校職員及び寮生以外の者が、学寮へ無断で立入ることを禁ずる。ただし、舎監の了解を得て自由時間に保護者及び保証人に限り入室することができる。なお、寮生以外の生徒の寮生区域への出入り、宿泊は許可しない。

55 勝手に他人の部屋に入ったり、許可なく寮室を替わってはならない。

56 ① 帰省をする際には、原則その 3 日前までにホームルーム担任、舎監の順序で許可（捺印）を受けること。尚、帰寮したときは、直ちに保護者が署名・捺印をした許可証を舎監に提出すること。

② (1) 兄弟姉妹や親戚の家に外泊する場合

生徒は外泊をする原則 3 日前までにホームルーム担任、舎監の順序で許可（捺印）を受けること。尚、帰寮したときは、直ちに保護者（親戚・兄弟姉妹）が署名・捺印をした許可証を舎監に提出すること。

(2) 友人や知人宅に外泊する場合

保護者は、生徒が外泊する 原則 3 日前までに、舎監あてに外泊を承諾する旨を連絡すること。その後生徒はホームルーム担任、舎監の順序で許可（捺印）を受けること。なお、帰寮したときは、直ちに保護者（知人や友人の保護者）が署名・捺印をした許可証を舎監に提出すること。

③ 旅行（受験旅行も含めて）をする際には、生徒は原則 1 週間前までにホームルーム担任、舎監の順序で許可（捺印）を受けること。なお、帰寮したときは、直ちに許可証を舎監に提出すること。

57 正当な理由による19時半以降の帰寮遅れの場合は、保護者より電話連絡をすること。ただしどのような理由であっても22時以降の帰寮は認めない。

58 寮内の秩序、風紀を乱すようなことはしないこと。

59 寮内での集会、掲示は舎監または寮務部職員の許可を得て行うこと。また、落書きや、寮室内の学習雰囲気づくりにふさわしくないポスター類を張りつけることは許されない。

60 寮費は、所定の期日までに納入すること。もし納入が遅れる場合は、舎監長までその理由を届け出ること。

61 むやみに周辺の店舗に出入りしたりして、見苦しい行動をしないようにすること。

62 登校後は、放課後まで帰寮してはならない。

63 (1) 入寮に際して持参すべきものは、次のとおりである。

寝具、洗面具、衣類、学習用具、雨具、懐中電燈、ハンガー、常用薬品、本人の保険証、本人の印章、雑巾数枚、電気スタンド

(2) 次のものは持参しなくともよい。

机、イス、ロッカー、本箱類

(3) 次のものは持参してはならない。

高校生にふさわしくない図書類、トランプ類、将棋類、炊事用具類、楽器類（音楽コースを除く）

64 寮室の鍵は、帰寮の際に事務室より受取り、登校・外出の際には必ず施錠して事務室に返すこと。

なお、合鍵は、絶対に作ったり、所持したりしてはならない。紛失による鍵再発行の場合、その代金を払うこと。

4 青藍寮細則（その1）

1 寮生の在寮すべき時間帯におけるプライベート・レッスンについて（音楽）

(1) レッソンは、原則土・日と火曜日又は水曜日のいずれかの1曜日に行くこと。

但し、火曜日又は水曜日にレッスンができない場合には、別の1曜日に行くことができる。

(2) レッソンの行き帰りの生徒の行動及び安全面については、保護者が全責任を負う。

(3) 原則午後9時までには、帰寮する。

(4) 食事は、日課表の通りとする。

(5) 入浴は、日課表の通りとする。

2 上記1の項目に違反した場合には、プライベート・レッスンを停止することもある。

3 クラシック音楽演奏会・鑑賞会について

(1) 音楽科の教諭が推薦する演奏会は音楽コースの生徒で、手続きをとった者に限り許可する。

(2) 生徒の行動及び安全面については保護者が全責任を負う。

(3) 外出許可申請書は、3日前までに許可を受けること。

(4) 午後10時までには帰寮すること。

本細則は平成10年5月1日から施行する。

青藍寮細則（その2）

1 寮費督促について

(1) 毎月、寮費の引き落とし日（毎月10日）前後に滞納者との連絡を取る。

(2) 2ヶ月分の寮費滞納を確認した場合、校長名により、滞納者宛に寮費督促状を配達証明郵便で郵送する。

(3) 3ヶ月分の寮費滞納を確認した場合、寮生本人・保護者・寮務部・校長による寮費返済計画についての話し合いを持つ。その際、校長は4ヶ月分の寮費を滞納した場合の退寮日を勧告する。

(4) 4ヶ月分の寮費滞納を確認した場合は、月末までに退寮の手続きをとる。

附 則

本細則は平成12年3月9日から施行する。

令和3年11月17日 一部改正

5 日課表

月～金の日課	休日の日課	土曜講座日の日課
起床 6:00	起床 6:30	起床 6:00
朝食 6:15～07:15	朝食 7:00～8:00	朝食 6:15～07:15
<食事下げ 7:00 食器下げ 7:15>	<食事下げ 7:45 食器下げ 8:00>	<食事下げ 7:00 食器下げ 7:15>
登校 ～7:30		登校 ～7:30
早～3校時 7:40～12:30	昼食 12:00～13:00	昼食 12:00～13:00
昼食 12:30～13:15	<食事下げ 12:45 食器下げ 13:00>	
(当番が生徒会室で受け取る	入浴 男子 16:30～20:30	入浴 男子 16:30～20:30
4～6校時 13:15～16:35	女子 16:30～21:30	女子 16:30～21:30
	夕食 17:30～19:00	夕食 17:30～19:00
入浴 男子 17:00～20:30	<食事下げ 18:45 食器下げ 19:00>	<食事下げ 18:45 食器下げ 19:00>
女子 17:00～21:30	※食事終了時間までに膳を	※食事終了時間までに膳を下
	下げること	げること
夕食 夏 17:30～19:30	門限 19:30	清掃 19:00～15※当番制※
<食事下げ 19:15 食器下げ 19:30>	清掃 19:00～15※当番制※	学習(前) 19:30～21:10
冬 17:30～19:00	学習(前) 19:30～21:10	休憩 21:10～21:50
<食事下げ 18:45 食器下げ 19:00>	休憩 21:10～21:50	学習(後) 21:50～23:45
※食事終了時間までに膳を下げること	学習(後) 21:50～23:45	消灯 24:00
門限 19:30	消灯 24:00	
清掃 19:30～45※当番制※		
学習(前) 19:30～21:10		
休憩 21:10～21:50		
学習(後) 21:50～23:45		
消灯 24:00		

6 舎監服務規程

第1条 この規程は、本校寄宿舍の舎監の服務に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2条 舎監は、校長、教頭、ホームルーム担任、生徒指導部職員、養護教諭等と連絡を密にし、寮生の生活指導及び健康管理にあたるものとする。

第3条 専任舎監の任務は次のとおりとする。

- 1 当直勤務時ならびに学寮居住の際は、寮生と起居をともし、寮生の生活全般の指導助言にあたる。
- 2 学寮全般の施設・設備の管理・保全にあたる。大きな補修を必要とする場合は、舎監長を通して校長に具申する。
- 3 学寮運営上の留意事項を熟知し、常に寮生の動向把握につとめ、当直舎監との関係を図る。
- 4 当日の舎監日誌を記入し、舎監長及び事務長ならびに教頭を経て校長に提出しなければならない。
- 5 学寮内の行事・集会その他の事項をあらかじめ確認し、それに対処できる態勢をとっておかなければならない。
- 6 寮生に病気、事故等が発生した場合は、当直舎監又は舎監長と協力して迅速、適切な処置を講ずるとともに、必要に応じて保護者及び学級担任に連絡する。
- 7 適宜寮内を巡視し、寮屋内外の整理・整頓、衛生・安全、寮生の学習等に留意する。特に火気については十分に注意して事故発生の防止に努める。
- 8 庶務をつかさどる。

第4条 専任舎監の勤務は日曜日から木曜日までの17時10分から23時までと翌日の6時から8時40分までとする。

第5条 副舎監は金曜日・土曜日の宿直にあたり、舎監長と協力して、寮生の生活全般の指導を行う。勤務は17時10分から23時までと翌日の6時から8時40分までとする。

2 庶務・会計をつかさどる。

第6条 事務引継は、次の事項について学寮事務室で行う。

- (1) 学寮運営上の留意事項の確認
- (2) 生徒の動静確認（帰省、外泊、外出、病気、通院等）
- (3) 舎監日誌の引継
- (4) 行事、集会その他の事項の確認

第7条 勤務日時の割振りについては校長が定める。

第8条 当該舎監が公務、病気等やむを得ない事情で欠勤するときは、寮務部職員が代直するものとする。

第9条 当直者は当日の舎監日誌を記入し、舎監長、事務長、教頭を経て校長に提出する。

第10条 学寮の施設、備品等については、常時所在状況を明らかにし管理につとめる。

第11条 当直者は、適宜寮内を巡視し、特に火気の後始末には十分注意しなければならない。

第12条 当直者は、この規程及びその他の諸規程並びに日課表に基づき、規則正しい生活を心がけるよう指導しなければならない。

7 寮内での生徒指導

第1条 校長及び教員は、教育上必要があると認めた場合は学寮運営委員会で審議し、寮生に段階指導を行う。

2 段階指導となる行為、方法は次の事項である

(1) 段階指導となる行為

- ① 正当な手続き・理由なく、22時以降の帰寮
- ② 正当な理由なく、寮生以外の者を寮内へ入れる
- ③ 消灯（24時）以降の他室への出入り
- ④ 持ち込み禁止品（テレビ、冷蔵庫、楽器類、ヒーター、遊具類など）の部屋への持ち込み
- ⑤ 日常的に寮生として守るべき事項を守らない
- ⑥ 他の寮生の迷惑となる行為（学習時間の他室への出入りも含む）
- ⑦ 勤怠状況が良好でない

(2) 段階指導方法

- 1回目：寮務部による口頭注意
- 2回目：作業（3日程度）
- 3回目：3日間の日誌指導
- 4回目：保護者召喚および5日間の日誌指導
- 5回目：停寮
- 6回目：退寮

3 段階指導回数のおえ方は在学中を通して累計する。

第2条 校長及び教員は、教育上必要があると認めた場合は学寮運営委員会で審議し、寮生へ停寮または退寮を科することができる。

2 停寮及び退寮の処分は校長が行う。

3 停寮及び退寮にあたる行為は以下の事項である。

- (1)男子が女子寮または女子が男子寮に入る、または入れる
- (2)寮内外での盗難、金銭恐喝、暴力など寮生とのトラブルの原因
- (3)寮内外での飲酒、喫煙等の法律で禁止されている行為
- (4)寮内への酒類、煙草の持込
- (5)深夜徘徊、無断外泊及び点呼後の無断外出
- (6)その他、寮内の治安維持を著しく脅かす行為

4 停寮及び退寮の処分は「IV生徒指導関係 10特別指導及び懲戒指導についての内規」に準ずる。ただし、具体的な指導内容の決定については、そのつど生徒指導委員会との協議の上、学寮運営委員会から校長及び職員会議に提案する。

5 停寮の細則は次に定める。

(1)停寮期間一月は開始日～翌月の同数日の前日までの期間とする。

例) 5月8日 ～ 6月7日

(2)停寮期間中、生徒保護者か保証人が身元引受人となり家庭謹慎指導を行う。併せて日誌指導を行う。指導体制は寮務部・生徒指導部・HR担任・教育相談等が連携して行う。

附 則

この規程は、昭和62年8月31日から施行する。

平成16年3月25日 一部改正

平成24年9月19日 一部改正

平成26年3月5日 一部改正